

まつもと市民芸術館の「芸術監督制」に係る答申書

まつもと市民芸術館「芸術監督制」検討委員会

答申

諮問事項1 市民芸術館の方向性について

(1) 質の高い水準の芸術文化を創造・鑑賞する場であること

まつもと市民芸術館は非常に高い水準の芸術文化を創造する館として全国的にも知られており、舞台芸術を松本から国際的に発信した成果もある。引き続き、「松本発」のクリエイション作品を国内外に向けて発信すると共に、芸術館の素晴らしい舞台施設・設備を活用した、演劇、ダンス、音楽、伝統芸能など多様な文化芸術作品の招へいに努め、地方都市松本でも大都市に引けをとらない優れた舞台芸術を鑑賞できる場を提供し続けることが望ましい。

(2) 市民の芸術文化創造を支援し、交流、発表の場とすること

松本市には、数多くの文化芸術活動を行う市民団体があり、その活動を支援することも市民芸術館の大きな役割の一つであるため、市民芸術館の舞台技術や制作の専門スタッフによる団体の活動支援が必要と考える。また、発表の場として市民芸術館を活用することで、市民の文化芸術活動の質をより向上することができるため、これまで市民芸術館に足を運んだことのない人が気軽に鑑賞に行けるような取組みを検討されたい。

(3) 次代を担う子どもに必要な力を養う場とすること

子どもたちの想像力と創造力、またコミュニケーション力を養うために、学校との連携やアウトリーチ事業の拡充などを通して芸術文化に触れる機会を作るほか、市民芸術館が子どもの学びの場として機能することが望まれる。

また、松本市内には学校部活動として「演劇部」があるところは少なく、演じることや舞台を作ることに興味のある子どもたちの活動の場が限られていることも大きな懸念の一つであるため、活動を希望する子どもたちが演劇に参加できる事業の検討も必要である。

(4) 松本の街全体に活気をもたらす場であること

芸術館ではこれまでも、「信州まつもと大歌舞伎」や「FESTA松本」など、芸術館だけに留まらない、街全体を舞台としたイベントを多くの市民、地元企業との協働により企画・運営してきた実績がある。引き続き、こういった街を盛り上げる事業を継続するとともに、市民芸術館のトップガーデン、シアターパークなど市民が自由に出入りできるスペースの有効活用により、次世代、多様性を重視した賑わいの創造を検討されたい。

(5) 組織体制を見直し、スタッフの充実と人材育成に努めること

指定管理者である「一般財団法人松本市芸術文化振興財団」は、市の文化政策の重要な一翼を担う公立文化施設の運営主体として、その責務を果たしていかなければならない。そのためには、芸術監督によるプロジェクトや作品創造の具現化、質の高い芸術作品の招へい、市民の要望に応えるアウトリーチ事業の計画・

実施の実務を担う劇場スタッフの専門性と能力が欠かせない。これまで市民芸術館を支えてくれたスタッフの育成に加え、今後は地元出身者や移住者など、これからの松本の芸術文化振興に寄与することを意識した多様な人材の採用も検討されたい。

また、市民芸術館の利用推進をこれまで以上に意識し、スタッフの経営感覚を養う環境づくりも必要である。

諮問事項2 あるべき姿を具現化する「芸術監督制」について

(1) 芸術監督の役割

芸術監督は施設の実施する主催事業の芸術的指針を示し、市民が主体となるプロジェクト、子どもたちの学びの場としての活用や、アウトリーチ事業の充実にも注力でき、活動形態やニーズの変化を着実に捉えて次世代を担っていける人材を選考すべきである。

(2) 芸術監督団の設置とアドバイザーの導入

劇場を基点とする文化芸術活動の領域は時代とともに多岐に渡るようになり、舞台芸術の創造プロセスや表現手法は芸術館創立時と比べて実に多様化している。また、社会背景や働き方が変わってきた現在では、ひとつの分野をより極めた専門型人材が多く育つ時代が変わってきている。これらの状況に加え、今、市民芸術館に求められている「多様な社会や市民に寄り添った施設であること」を鑑みると、芸術監督は1人に任せるのではなく、演劇部門と舞踏部門を専門とする2名体制の芸術監督と、松本や芸術館の作品のみならず、劇場や地域の魅力を発信できるアドバイザーを1名配置した芸術監督団とされたい。

(3) 芸術監督の任期

芸術監督の任期は、4月1日から3年後の3月31日までを1期とし、上限を2期までとすることを提案する。

(4) 芸術監督の活動の透明性

芸術監督の役割と責任の範疇を明確にする職務記述書を芸術監督と松本市で交わすことが必要。職務記述書の内容については、毎年進捗状況を相互に確認し、これを一般に公表することが望ましい。

(5) 参与制の導入

芸術監督団等に就任いただくにあたり、令和6年3月末までは「参与」として雇用契約を結び、役割の明確化を図る等就任に向けての準備期間を設けるべきである。

諮問事項3 芸術監督候補者の選定について

別紙（非公開）のとおり